

Q 21

子どもどうしのもめごとや問題行動の対応に
追われて、人権教育に取り組めない。

人権教育には「人権及び人権問題について理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重された教育※」という3つの側面があります。子どものもめごとや問題行動を解決することは「人権が尊重された教育」の実践そのものであり、子どもの人権感覚を育成する絶好の機会と捉えましょう。

※ 「人権教育推進プラン」では、「あらゆる教育の過程において人権尊重の精神が徹底されていることが必要であり、教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されなければならない。」とされています。

A1 もめごとや問題行動の解決は、人権感覚を高める格好の機会です。

子どもどうしのもめごとは、大人にはささいなことに感じられても、当事者の子どもにとっては重大な問題です。そのようなもめごとや問題行動は、子どもたちや学校の抱える教育課題につながる場合があります。また、さまざまな人権上の課題につながる場合もあります。

一人ひとりの子どもの大切さを強く自覚し、一人の人間として尊重し、子どもの力を引き出すという態度で解決にあたることが、子どもの人権感覚を高める上で、重要であることを認識しましょう。

A2 人権を侵害する問題行動には毅然とした指導を行いましょう。

問題行動の中で、特にいじめ・暴力事件などの人権を侵害する事象の場合には、行動を起こした子どもに正面から向き合いつつ、他の子どもの人権を尊重する観点から、これらの行為を看過することなく、適切かつ毅然とした指導を行わなければなりません。

学校教育のあらゆる場面において、子どもの人権を尊重した指導を行うことにより、生徒指導を通して人権教育の推進を図ることができます。

※ Q6、Q15、Q18も参照してください。

A3 問題行動を起こす背景をしっかりと捉えて指導しましょう。

子どもが問題行動を起こした時には、その行為に対して、適切かつ毅然とした指導を行うことが必要ですが、同時に、その背景をしっかりと捉え、子どもの自立や人間関係づくりを支援する姿勢で指導することが重要です。

もめごとや問題行動の内容・背景、子どもの状況などに応じて、集団指導か個別指導かを選択するなど、随時効果的な内容・方法により指導することが必要です。

〈ポイント〉

すべての教育活動は、子どもの人権を尊重する観点とそれにふさわしい環境で行われることが重要です。学習指導、生徒指導、進路指導等、あらゆる過程において子どもの人権が尊重された教育を行うためには、指導・支援にあたる教職員自身が、人権及び人権問題に対して深く理解するとともに、鋭敏な人権感覚・意識をもつことが重要です。

★CHECK①★

「令和7年度 初任者・新規採用者研修の手引 2025-26」(大阪府教育委員会 令和7[2025]年3月)

https://www.osaka-c.ed.jp/category/training/r07/syonin_tebiki.html

この冊子には、学級経営についてⅡ-【6】-8、人権教育についてⅡ-【6】-9など、人権が尊重された教育活動を行う上で参考になることが掲載されています。

★CHECK②★

国連「人権教育のための世界計画」(国際連合 平成 16[2004]年 12 月)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/index.html>

「人権教育のための世界計画」は、「人権教育のための国連10年」を引き継ぐ世界的な人権教育プログラムとして平成17(2005)年に開始されました。行動計画別添「初等中等教育における人権教育の構成要素」には、人権教育を推進する上で、教職員の参考となることが記載されています。

★CHECK③★

①「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」(大阪府教育センター 平成 20[2008]年5月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第5章の1と3では、子どもたちのもめごとの解決方法や、課題解決の話し合いにおいて大切な考え方やそのステップ、アクティビティなどが紹介されています。

②「OSAKA人権教育ABC Part3 ー集団づくり[探究編]ー」(大阪府教育センター 平成 21[2009]年3月)

「OSAKA人権教育ABC Part2 ー集団づくり[基礎編]ー」にまとめたことを発展させて、授業や人権学習を通した集団づくり、行事をはじめとするすべての教育活動を通した集団づくり、集団づくりを進めるための教職員集団等のネットワークづくり、絵本を活用した集団づくりなどについて説明するとともに、集団づくりに関連する絵本リストをまとめています。また、大阪府内の実践を収集して、子ども用の教材や教職員用のワーク等を掲載しています。

★CHECK④★

「生徒指導提要(改訂版)」(文部科学省 令和4[2022]年 12 月改訂)

https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

発達支持的生徒指導は、特定の課題を意識することなく、すべての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外のすべての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものであり、共生社会の一員となるための市民性教育・人権教育等の推進などの日常的な教育活動を通して、すべての児童生徒の発達をさせる働きかけとして大切であるということが掲載されています。

【補足と発展】

指導にあたっては、学校として課題を共有し組織として取り組むことが必要となります。また、家庭、地域や関係機関などとの連携が必要な場合もあります。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉(大阪府教育委員会 平成 30〔2018〕年3月改正)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o180020/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

- ◆ 基本方向の3側面のうち、「人権が尊重された教育」において、「教育活動そのものが人権を大切にしたものとして実施されていることが必要」とし、教科指導、集団づくり、進路指導、生徒指導、体育・スポーツ、差別事象やいじめ問題への対応、セクシュアル・ハラスメント防止に関して、具体的な方向性を示している。〔1－(3)－ウ〕
- ◎ 日々の教育実践の中で子どもに豊かな人権感覚を培うためには、子どもを権利の主体として尊重しつつ、子どもの判断力や自己決定力を培い、さらに相手を思いやる心、困難を解決する力、責任感等を育むことを通して子どもの自立を支援するという教職員の姿勢が最も大切である。
このため、子どもを、背景を含めて理解し、共感することを前提として、子どもの自立的な思考・行動を促し、人間関係づくり・集団づくりの過程を支援するための技術・技能や態度の形成をめざした研修の充実が重要である。また、今後、さらに重要となる保護者、地域、関係機関との連携の在り方や、組織としての機能を十分に果たせる学校づくりについても研修を行う必要がある。〔2－(1)－イー(ア)〕

文部科学省「人権教育を取り巻く諸情勢について～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料」(文部科学省 令和6〔2024〕年3月改訂)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/128/report_00006.htm

- ◎ 生徒指導提要における生徒指導の定義は、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」とされており、生徒指導の取組に当たっては、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。特に、「児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達過程を学校や教職員が支える」という発達支持的生徒指導と、共生社会の一員となるための人権教育の双方の推進を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚の育成を図ることが重要である。〔1－2. ー(2)〕